

**国際船舶・特定船舶の確認・証明  
申請要領**  
(国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例)

**～外航海運事業者向け～**

**令和3年10月  
国土交通省海事局**

# 国際船舶の確認・証明に係る申請について

## 1. 固定資産税申告書に添付する確認・証明申請書

### (1) 国際船舶

海上運送法上の国際船舶区分	対象船舶	固定資産税申告書に添付する確認・証明申請書
<b>20条特例船(混乗船)</b> 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第63条第5項の事由に該当するものとして船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第1項の許可を受けた船舶	近代化設備 又は 付加設備 (衛星航法装置等) を有する船舶のみ	①国際船舶確認申請書 + ②近代化設備・ 衛星航法装置等 設置証明申請書
<b>承認船員配乗船</b> 船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条第1項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶		
<b>LNG船、RORO船</b>		

### (2) 地方税法附則第15条第9項に規定する特定船舶

**R3年税制改正要望拡充措置**

海上運送法上の特定船舶区分	対象船舶	固定資産税申告書に添付する確認・証明申請書
<b>特定船舶</b> 環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を有する船舶(「認定事業基盤強化事業者」である造船所で製造されたものに限る)	上記(1)国際船舶に該当する船舶のうち特定船舶導入計画に従って取得した船舶 かつ 地方税法施行規則附則第6条第30項に規定する船舶を定める告示の表の各項に掲げる船舶に該当する船舶のみ	①国際船舶確認申請書 + ②近代化設備・ 衛星航法装置等 設置証明申請書 + ③特定船舶証明申請書

## 2. 確認・証明申請を受けるために必要な書類(書面申請の場合)

### (1) 国際船舶

#### 20条特例船(混乗船)

- ① 国際船舶確認申請書(海上運送法施行規則第43条第3項に係る確認申請書) 2部
  - ・ 船舶検査証書及び船舶国籍証書の写し 1部
  - ・ 乗り組み基準特例許可証の写し 1部
- ② 近代化設備・衛星航法装置等設置証明申請書 2部
  - ・ 近代化設備又は衛星航法装置等を備えていることを証明する造船所の確認書 1部  
(記載内容に変更がない場合には写し)
  - ・ 上記、造船所の確認書の記載内容に変更がない場合には、変更がない旨の事業者の確認書 1部  
(記載内容を変更する場合、初年度の場合は造船所の確認書のみ)

#### 承認船員配乗船

- ① 国際船舶確認申請書(海上運送法施行規則第43条第3項に係る確認申請書) 2部
  - ・ 船舶検査証書及び船舶国籍証書の写し 1部
  - ・ 海員名簿の写し(1月1日現在の状況がわかるもので、承認船員には○を付し、締約国資格受有者承認証の写しを添付(少なくとも該当船員1名分以上)すること) 1部
- ② 近代化設備・衛星航法装置等設置証明申請書 2部
  - ・ 近代化設備又は衛星航法装置等を備えていることを証明する造船所の確認書 1部  
(記載内容に変更がない場合には写し)
  - ・ 上記、造船所の確認書の記載内容に変更がない場合には、変更がない旨の事業者の確認書 1部  
(記載内容を変更する場合、初年度の場合は造船所の確認書のみ)

#### LNG船、RORO船

- ① 国際船舶確認申請書(海上運送法施行規則第43条第3項に係る確認申請書) 2部
  - ・ 船舶検査証書及び船舶国籍証書の写し 1部
- ② 衛星航法装置等設置証明申請書 2部
  - ・ 衛星航法装置等を備えていることを証明する造船所の確認書 1部  
(記載内容に変更がない場合には写し)
  - ・ 上記、造船所の確認書の記載内容に変更がない場合には、変更がない旨の事業者の確認書 1部  
(記載内容を変更する場合、初年度の場合は造船所の確認書のみ)

### (2) 地方税法附則第15条第9項に規定する特定船舶 **令和3年税制改正要望拡充措置**

上記、(1) 国際船舶のうち当てはまる項目の書類①及び②に加え、以下の③の書類を提出。

- ③ 特定船舶証明申請書(地方税法施行規則附則第6条第30項の証明申請書) 2部
  - ・ 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の写し 1部
  - ・ 地方税法施行規則第6条第30項に規定する船舶を定める告示の表に掲げる設備等を備えることを証明する造船所の確認書 1部(記載内容に変更がない場合には写し)
  - ・ 上記、造船所の確認書の記載内容に変更がない場合には、変更がない旨の事業者の確認書 1部  
(記載内容を変更する場合、初年度の場合は造船所の確認書のみ)

**電子メールによる申請も可能です。**

**申請時期(毎年1月)に申請書類をPDF化し、以下のメールアドレスに申請してください。**

**メールアドレス: [hqt-zeisei-shinsei@mlit.go.jp](mailto:hqt-zeisei-shinsei@mlit.go.jp)**

海上運送法施行規則第43条第3項に係る確認申請書

令和4年1月7日

国土交通大臣 殿

東京都××区××1-2-3  
 ××株式会社  
 代表取締役 ××××

✓ 押印は不要。

下記の船舶は、海上運送法施行規則第43条第1項に該当するものであることを確認願います。

令和4年1月1日現在

船名	A丸	国籍	日本
所有者の氏名又は名称及び住所	東京都××区××1-2-3 ××株式会社		
国際海事機関番号	000000	船籍港	〇〇〇都道府県〇〇市
船舶番号	000000		
船舶の種類	油送船	航行区域	遠洋区域 or 近海区域
総トン数	160,000トン	重量トン数	300,000 DWT
航海の態様	主に本邦・〇〇間の不定期航路事業		
船舶職員及び小型船舶操縦者法第2条第3項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶、船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第1項の許可を受けた船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第63条第5号に掲げる事由により許可を受けたものに限る。）又は船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条第1項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶にあつてはその旨		混乗船 又は 承認船員配乗船 又は LNG船、RORO船	

✓ 国内総トン数を記入。

✓ 実態に即して記入。

国海外第 号  
 令和 年 月 日

申請のとおり認められたことを確認する。

国土交通大臣

✓ 大臣印を例のように押印するため、大臣印の上下・右側には十分な余白を設定。

近代化設備・衛星航法装置等設置証明申請書

令和4年1月7日

国土交通省海事局外航課長 殿

東京都××区××1-2-3

××株式会社

代表取締役 ××××

✓ 押印は不要。

下記の船舶は、地方税法施行規則附則第6条第29項に規定する船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第2条の2第2項第2号の設備又は同項に規定する衛星航法装置等を備えている旨の証明を願います。

令和4年1月1日現在

船名	A丸	
所有者の氏名又は名称及び住所	東京都××区××1-2-3 ××株式会社	
備えている設備	近代化設備	
	衛星航法装置等	有

✓ 証明の対象となる設備について「有」と記入。

国海外第 号  
令和 年 月 日

申請のとおり認められたことを証明する。

国土交通省海事局外航課長

✓ 課長印を例のように押印するため、課長印の上下・右側には十分な余白を設定。

(別記様式第一号)

地方税法施行規則附則第6条第30項の証明申請書

✓ 特定船舶証明申請書

令和4年1月7日

国土交通大臣 殿

住 所 東京都××区××1-2-3

氏名又は名称 ××株式会社

代表者の氏名 代表取締役 ××××

✓ 押印は不要。

地方税法施行規則附則第6条第30項の規定に基づき、環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能に関する基準に適合する特定船舶である旨について証明を願います。

令和4年1月1日現在

船 名	A丸	
船 種	油送船	
所有者の氏名又は名称及び住所	東京都××区××1-2-3 ××株式会社	
特定船舶導入計画の番号	国海外第×××号	
基準の種類(※)	地方税法施行規則附則第6条第30項に規定する船舶を定める告示(令和3年国土交通省告示第1172号。以下「船舶告示」という。)の表の1の項に掲げる船舶	
	船舶告示の表の2の項に掲げる船舶	有
	船舶告示の表の3の項に掲げる船舶	

✓ 特定船舶導入計画認定書に記載されている番号を記入。

✓ 証明の対象となる設備について「有」と記入。

(※) 適合する基準に「有」を記載願います。

国海外第 号  
令和 年 月 日

申請のとおり認められたことを証明する。

国土交通大臣

✓ 大臣印を例のように押印するため、大臣印の上下・右側には十分な余白を設定。

(例1：造船所の確認書〔近代化設備〕)

令和4年1月7日

国土交通省海事局外航課長 殿

東京都千代田区×××  
×××××造船所株式会社  
代表取締役 ××××

✓ 押印は不要。

A丸の近代化設備の設置の件

標記A丸につきましては、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第2条の2第2項第2号に規定する設備に関し、下記のとおり設置しておりますのでご報告いたします。

記

1. 燃料油タンクの船外からの注油管の弁の遠隔制御装置（弁の配置により遠隔制御を要しない船舶を除く。）
2. 燃料油タンク（機関室内のものを除く。）の遠隔液面監視装置及び高位警報装置
3. 主機の運転状態の自動記録装置
4. 衛星航法装置
5. 自動操舵装置
6. 船首及び船尾の係船装置の遠隔制御装置
7. 液体貨物の遠隔制御荷役装置（ばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
8. 遠隔制御バラスト水張排水装置（荷役時において特に船体の傾斜及びトリムの制御を要する船舶に限る。）
9. 荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ及び暴露甲板鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）の動力開閉装置
10. 海事衛星通信装置

- 本書は、近代化設備に変更があった場合及び固定資産税の軽減措置を受けるために海上運送法施行規則に基づく確認・証明を初めて行う場合（初年度）に提出してください。
- なお、近代化設備に変更がない場合（昨年度申請時から変更がない場合）には、従前の造船所からの確認書の写し（本書の写し）及び記載内容に変更がない旨の事業者の確認書を提出してください。

(例2：造船所の確認書 [衛星航法装置等] )

令和4年1月7日

国土交通省海事局外航課長 殿

東京都千代田区×××  
×××××造船所株式会社  
代表取締役 ××××

✓ 押印は不要。

A丸の衛星航法装置等の設置の件

標記A丸につきましては、地方税法施行規則附則第6条第29項に規定する衛星航法装置等に関し、下記のとおり設置しておりますのでご報告いたします。

記

1. 船舶自動化設備特殊規則第5条の衛星航法装置
2. 船舶自動化設備特殊規則第5条の2の自動衝突予防援助装置
3. 船舶設備規程第146条の25第1項の船速距離計（ドプラ式のもの）  
又は3. 船舶設備規程第146条の43第1項のサイドスラスタ  
(船首に設置されているもの)

- 本書は、衛星航法装置等に変更があった場合及び固定資産税の軽減措置を受けるために海上運送法施行規則に基づく確認・証明を初めて行う場合（初年度）に提出してください。
- なお、衛星航法装置等に変更がない場合（昨年度申請時から変更がない場合）には、従前の造船所からの確認書の写し（本書の写し）及び記載内容に変更がない旨の事業者の確認書を提出してください。



(例3：造船所の確認書 [特定船舶])

令和4年1月7日

国土交通大臣 殿

東京都千代田区×××  
×××××造船所株式会社  
代表取締役 ××××

✓ 押印は不要。

地方税法施行規則附則第6条第30項に規定する船舶を定める告示（令和3年国土交通省告示第1172号）の表の各項に掲げる設備等の設置の件

標記A丸につきましては、地方税法施行規則附則第6条第30項に規定する船舶を定める告示（令和3年国土交通省告示第1172号）の表の各項に掲げる設備等に関し、下記のとおり設置しておりますのでご報告いたします。

記

1. 対象船舶に関する情報

船名	A丸
船種	油送船
総トン数	160,000 GT
載貨重量トン数	300,000 DW
建造契約締結日	令和元年10月1日
竣工日	令和3年4月1日

2. 令和3年国土交通省告示第1172号の表の1の項に規定する装置等

号	構造及び装置	有無
1	主機関又は推進装置（イ～ハのいずれかに該当するものに限る。）	
	イ 窒素酸化物放出量削減型主機関（①～③のいずれかに該当するものに限る。） ※	
	① (1)(i)に規定する主機関	-
	② (1)(ii)に規定する主機関	-
	③ (2)に規定する主機関	-
ロ 電子制御型ディーゼル主機関	○	
ハ 電気推進装置	-	
2	船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置	○
3	電源自動制御装置	○

4	推進機関の運転に関連のある潤滑油ポンプ、燃料供給ポンプ及び冷却ポンプの予備ポンプへの自動切替装置	○
5	主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置	○
6	主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置	○
7	燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。）	
	イ 船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの	○
	ロ オーバーフロー・ラインを有するもの	-
8	機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置	○
9	機関室内火災探知装置	○
10	機関室内ビルジの高位警報装置	○
11	船首及び船尾の係留用ウインチの遠隔制御装置	○
12	衛星航法装置	○
13	自動操舵装置	○
14	発電用機関（イ～ホのいずれかに該当するものに限る。）	
	イ 燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関	-
	ロ A重油専用発電機関	-
	ハ ターボ・ジェネレーター	-
	ニ 風力発電機関	-
	ホ 排気ガス浄化装置付発電機関	-
15	燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置	○
16	主機関の運転状態の自動記録装置	○
17	ビルジ処理装置（油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。）又は廃油焚ボイラー	○
18	汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）	○
19	海事衛星通信装置	○
20	自動衝突予防援助装置	○
21	造水機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）	-
22	給湯機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）	-
23	（１）～（３）次のいずれかに該当するものに限る。	
	（１）推進関係機器（イ～ハのいずれかに該当するものに限る）	
	イ 推進効率改良型プロペラ（①～④のいずれかに該当するものに限る。）	
	① プロペラ・ボス取付翼	-
	② ハイスキュー・プロペラ	-
	③ 可変ピッチ・プロペラ	-
④ 二重反転プロペラ	-	
	ロ 推進効率改良型舵（①～③のいずれかに該当するものに限る。）	

		① 整流板付舵	-
		② フラップ付舵	-
		③ シリング舵	-
	ハ	船尾装着フィン	-
	(2)	エア・シール型船尾管軸封装置	-
	(3)	風圧抵抗軽減型船首	-
24		船首方位制御装置	-
25	熱効率改良装置（イ～ハのいずれかに該当するものに限る。）		
	イ	排気ガスエコマイザー	-
	ロ	軸発電機装置	-
	ハ	冷却清水熱利用装置	-
26	ボイラーを有する船舶（イ～ハのいずれかに該当するものに限る。）		
	イ	A重油専用ボイラー	-
	ロ	自動制御型ボイラー	-
	ハ	コンポジット・ボイラー	-
27		荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置	-
28		コンテナ船、重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置	○
29		燃料油タンクの船外からの注油管の弁の数が五以上の船舶（当該弁の集中配置場所が二以下のものを除く。）にあっては、当該弁の遠隔制御装置	-
30		ばら積みの液体貨物を輸送する船舶にあっては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置	○
31		平成27年4月1日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない船舶にあっては、同年10月1日以後に建造に着手されたもの）にあっては、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約に適合するものとして当該条約の締約国（締約国となることを予定する国を含む。）が承認（当該条約の発効前の承認を含む。）をしたバラスト水処理装置	○
32		令和3年4月1日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない船舶にあっては、同年10月1日以後に建造に着手されたもの）にあっては、グレイウォータータンク	○
33		令和3年4月1日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない場合にあっては、同年10月1日以後に建造に着手されたもの）にあっては、ビルジプライマリータンク	○

注 「有無」の欄には、備えている装置等については「○」、備える必要のない装置等については「-」と記載すること。

※ 放出海域の区分に応じ窒素酸化物の放出量の基準値が異なるため、令和3年国土交通省告示第1172号の表の1の項第1号を確認すること。

### 3. 二酸化炭素放出抑制指標

令和3年国土交通省告示第1172号の表の2の項又は3の項において適用される規定	2の項第3号イ
対象船舶に適用する二酸化炭素放出抑制指標の値（基準値）及び二酸化炭素放出抑制指標	基準値：2.81 <sup>(注2)</sup> 指 標：2.62 <sup>(注3)</sup> (グラム-CO <sub>2</sub> /トン-マイル)

- 注 1 令和3年国土交通省告示第1172号の表の2の項又は3の項に定める規定に該当する船舶について記載すること。
- 2 対象船舶に適用される二酸化炭素放出抑制指標の値については、令和3年国土交通省告示第1172号の表の2の項又は3の項において適用される規定に基づき算出した対象船舶の基準となる値を記載すること。
- 3 対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の28に規定する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（IEE 証書）の追補に記載されている二酸化炭素放出抑制指標（Attained EEDI）を記載すること。
- 4 令和3年国土交通省告示第1172号の表の1の項に定める規定に該当する船舶については「-」と記載すること。

- 本書は、「令和3年国土交通省告示第1172号」の表に規定する設備等に変更があった場合又は特定船舶に係る固定資産税の課税標準の特例を受けるために地方税法施行規則第6条第30項に基づく証明を初めて受ける場合（初年度）に提出してください。

本確認書を作成する際には、以下URLに記載されている「地方税法施行規則附則第6条第30項に規定する船舶を定める告示（令和3年国土交通省告示第1172号）」を必ずご確認ください。

URL：<https://www.mlit.go.jp/common/001419727.pdf>

(例4：造船所の確認書の記載内容に変更がない旨の事業者の確認書)

令和4年1月7日

国土交通省海事局外航課長 殿

東京都××区××1-2-3

××株式会社

代表取締役 ××××

✓ 押印は不要。

A丸の設備について

✓ 造船所の確認書の記載内容に変更がない場合は、造船所から確認を受けた日付(確認書に記載のもの)を記載。

標題の件に関し、平成××年××月××日付け×××××造船所株式会社による確認書の記載内容につきましては、令和4年1月1日現在において、変更ありませんので、ご報告いたします。

✓ 本確認書は、造船所が発行した確認書の記載内容が令和4年1月1日現在において変更がないことを確認するための書類であるため、同年1月1日の日付を記載。

## 問い合わせ先

国土交通省海事局外航課税制班 中村、内藤、大塚

TEL : 03-5253-8119

Mail : [hqt-zeisei-shinsei@mlit.go.jp](mailto:hqt-zeisei-shinsei@mlit.go.jp)

特定船舶導入計画認定制度に関する詳細な情報や申請様式につきましては、国土交通省海事局のウェブサイト(事業基盤強化・特定船舶導入計画(海事産業強化法))に掲載されていますので、ご利用ください。

URL : [https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk5\\_000068.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000068.html)